

日程第一陳情第一号 (第一日程第一号 陳情第一号)

大會議の顛末

議長 出席二十八名 欠席三名 定足数に達しておりまして

本日の會議を之れより開きます。

(午前十時三十分)

日程追加が考へておりまして、日程第一三陳情第一号

とを願ひ致します。

昨日の本會議に引き続き審議に付された議案第七号曾

野瀬村委員會条例の一部を改正する条例案を議題と致

します。

副議長と交代致します。

副議長 質疑をお願ひ致します。

五番 質疑を省略して 委員会に付託したい 動議を提出致

します。

副議長 唯今五番より質疑省略として 委員会付託の動議が

出ておりますが、

〃 暫休總致致します(午前十時四十分)

〃 再開致します(午前十時四十分)

八番 提案者の説明で行政裁課の準則に基づいての話し

が、これが、これは簡單に出来るものでない、

改正のものは、条文の解釋を、と、思ふ、

向に渡さ審議される、もう下は、と思ふ、

副議長 暫休總致致します(午前十時四十分)

再開致します(午前十時五十分)

一	番	総務委員会は十番十四番欠席がありますので、全体協議会 がやむ方がよいと思つた。
五	番	先日の動議は撤回致します。理由は委員会の方が二名も欠席し て委員会の活動が出来ないので、全体協議会でやった方がよい と思つたので。
	副議長	暫休致します(午後一時五三分)
	〃	再開致します(午後一時)
八	番	七条の二項に委員長は議長に報告しなければ出来ないとありますが、 議長に通知する二七は要はないと思つた。第七条は招集権を うたつてあるので、招集と共に議長に通知しなければ出来な いと云うことであつて、
二〇	番	その辺の意見にありませんので、皆様の意見を求めたい。
八	番	第十八条は今までは委員長が責任をかう様にふつて居 たがこれには議長が公衆を介しなければ出来ないとありますが、
二〇	番	委員会は議長に報告するとこれは対外的な問題であつたので、 議長名で公示やる。
	副議長	暫休致します(午後一時五分)
	〃	再開致します(午後一時五分)
一五	番	第九条議長を経てとありますが、議長承認を受けなければ出来 ないかと云う意味が、
二〇	番	事務手続上の規程である。
一三	番	十五条委員長とあるも、委員会とすると、委員長の権限の せいではあるが、何故委員長を委員会に改めたいか、
二〇	番	委員長だけには出来ないと云う見解で。

ニ	番	十六条 四二頁の四条、そのまづかれたかどうか
ニ〇	番	昨今の件は、日本と、三三との相違がおりますので
ニ	番	相違の場合、立法院のものを検討したことがあろうか
事務局		市町村自治法、文書が違ふと、法そのものも法令であります り、市町村独自でとらうことはどうかと思ひました。
ニ	番	議長長の代表権で、我々が七三三で認めますが、その研究はな れ、あつちのちと思つて、是所の陳情も議長長の名でなされて おこなつても思ひますか。
事務局		代表権は、村長以外にないと思ふが、陳情そのものを貫徹させ るためと
副議長		暫休總致します(千九時三〇分)
、		再開致します(千九時三五分)
一七	番	第八八条 村外的な問題で、議長に認められて、次の二五条 で、委員の名にありておこなつておこなつて、これは当然議長の名 にありておこなつておこなつておこなつておこなつておこなつておこなつて
事務局		日本の準則には、九七条の規程がない、各市町村の規程を見当 と、内巻について、村外的なものであつて、すれば皆、様方の 着議の対照にあつてと思ひますか。
一五	番	二三条は、委員長が報告する下は、なく、議長が報告する ことにあつておこなつておこなつておこなつておこなつておこなつて
副議長		暫休總致します(千九時四十分)
、		再開致します(千九時四十分)
、		質疑と打切つて、おこなつておこなつておこなつておこなつておこなつて
、		異議なしと呼ぶかあつておこなつておこなつておこなつておこなつておこなつて

副議長	では御異議がございませんのであります。質疑を打ち切ります。
八 番	この案に反対であります。色々の問題があり、条例の改定は重要であるが、おぼろげな部分を改定するよりも、行政課よりの準則が来りまして待つておく方がよい。
七 番	提案者の所持はよく知るが、今度改定を止めれば、並上支障があるのではなし。当分はそれで止めてよいと思つて、改定するに反対であります。
六 番	原案に賛成であります。成程全琉球的に改定の話もありました。本村においてはおりに建設課を設置されて居るが、条文中に於てその改定は、今先問題を指摘し、ソつれにして、委員会の条例が定めると、条例を設置すること、並西であります。建設課を設置されてあります。
五 番	原案に賛成であります。行政課の準則に基づいて、全琉球的に改定して、足並を揃へると、各市町村がばらばらになつて居ります。せうに足並を揃へると、現在の条例が違つて居るものも指摘しながら改定したいと思つて、どうかと思つて居ります。
副議長	討論を打ち切つてくれませんか。
〇	異議がなしと呼ぶ方がありません。
〇	御異議がございませんのであります。討論を打ち切り、表決致します。
〇	議長、並野湯村委員会条例について表決致します。

副議長	原案に賛成の方は挙手願います 挙手者一五名、過半数であり、よって議案第七号は 野澤村委員会条例を原案通り可決の定致します 議長と交代致します 暫休懇致します(午後一時十分) 再前致します(午後一時十分) 昨日と提致しました議案第七号、並野澤村駄賃定数 条例の一部を改定する条例を議題と致します 質疑を願います イ番議員退場す
ハ 番	定数条例草案にも改定した方、 更員三名、技術更員七名、此の更員八名、計四名が 執行条例であります
議 長	イ番議員着席す
一五 番	部課改善、住民課などの改善を考へてのことか、 今検討しておる、今定数も増したからと云うて、直に原案、 本玉よりの資料等も検討して、 <u>施</u> に持て行なはう、 駄賃の方で住民録の増と云うて、 <u>九</u> 名の補助がある から、それより訂正されたい、
村 長	初達としても増員しないで、執行して行なうと、 <u>三</u> 枚四 課募集の話も含めたが、建設課においてはどうと云 増員しなれば、出来なかつた、
ハ 番	現在まで二九名で、一〇名位の臨時を雇ってやえ来てる が、今度の場合、五六名も増して、 <u>結</u> 局、 <u>九</u> 名の増と云う

	<p>たおまが、それだけの業務分量が増したとにかまうが。</p>
五 番	<p>事務量の増加が現在の所でお来まはるが、</p>
村 長	<p>議本堂にソイとせやりにと思つてゐる</p>
六 番	<p>その政の原文を見ても場合に委員の長と議長が不名としてあるが、 本条例のよつた^明登記した方がよいと思つたが、</p>
助 役	<p>本条例には区別をありましたが、人員については村長が決める ことにおまわり委員については技術委員等に区分するものが出来 るとありますので、</p>
七 番	<p>本条の議金におよそ水道事業にともなつて是非、必要だとの事 を予算化されたが、住民登録の施行で九名を訂増するにせう といは、住民の負担が多くなると思つたが、</p>
八 番	<p>般事務部局で九名でその内住民登録に五名、技術委員三名、 運輸手二名と、では運輸手は二名にふまうか、</p>
村 長	<p>は二名であります。</p>
九 番	<p>政府からの補助金は五名分は継続的にあるが、</p>
村 長	<p>今年度は一七名分位あります。定数として五名とすべし といふべし。来年度はその半分位で、最低の分を見積りする といふ實態を打切り委員会付託にしたつた前議を提出致します。</p>
一〇 番	<p>委員と呼ぶか</p>
議 長	<p>昨今の新議は、所定の管成者がありますので、成立致してあります が、在り取り扱います。</p>
議 長	<p>異議を申し呼ぶか、</p>
議 長	<p>御異議がなからず、實態を打切り委員会付託をすうに致します。 お諮り致します。この委員会付託致します。</p>

議 長 御異議のありて議案第五号 首野澤村住民登録簿施行條例を
総務委員会に付託するに決意致します。

議 案 第五号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。
かお諮り致します。

議 案 第六号 同く総務委員会に付託したい。
総務委員会に付託するに御異議ありませんか。

議 案 第七号 御異議のありて議案第五号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 案 第八号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。
御異議のありて呼ぶか。

議 案 第九号 御異議のありて議案第六号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。
御異議のありて呼ぶか。

議 案 第十号 御異議のありて議案第七号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 案 第十一号 御異議のありて議案第八号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 案 第十二号 御異議のありて議案第九号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 案 第十三号 御異議のありて議案第十号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 案 第十四号 御異議のありて議案第十一号 首野澤村貧民貸付條例に付託するに決意致します。

議 長	御異議がなかりで陳情第一号 排水 ^池 の施行が陳情に於ては経済 委員会に付託する事に決定致します。
〃	陳情第三号 補助金を交付する陳情に於ては ^議 題と致します。
〃	陳情第三号を改定委員会に付託したいと思ひますが、 御異議がなかり 委員会に付託する事に決定致します。
〃	御異議がなかりで陳情第一号補助金を交付する陳情に於ては 自程第一号陳情第四号土木工事補助陳情に於ては土掘致します。 書記とて朗読させていただきます。
〃	説明を願います。
一五番	この方が大七才で留の真中に家を建て住んでますが、土風台が 心掘防がくつれ 自己で工事はやったが、毎日の生活に非常に困 るに現況であります。
議 長	お諮り致します。この陳情を受理するかどうかは分らなくて
二番	性格は別としてこの陳情を認めて委員会に付託したい動議を提出致します。
一五番	替へと呼ぶか
議 長	唯今の動議は所定で替へ者がありますので成立致さずおろしますか 左様取扱いますか。
〃	御異議がなかりでこの陳情を受理する事に於て委員会に付託する 事に致します。
〃	御異議がなかりでこの陳情を受理する事に於て委員会に付託する 事に致します。
〃	御異議がなかりでこの陳情を受理する事に於て委員会に付託する 事に致します。

